

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合  
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3  
telephone 029-305-3075  
facsimile 029-305-3317  
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

## 東海村 JCO 臨界事故から 13 年 茨城集会開催 じつは重大事故寸前だった女川原発と東海第二原発



福島原発事故から1年半、JCO事故から13年目にあたる9月30日(日曜)、東海村の白方コミュニティセンターで「2012年9.30茨城集会」が開催された。

記念講演の講師は女川町の「原発の危険から住民の生命と財産を守る会」事務局長である高野博さん。高野さんの講演の概略を紹介する。

——評論家の桜井よし子が『女川原発は安全に停止し、冷温状態を維持した。フクシマと違って優秀な原発だ』などとマスコミを通して宣伝したが、とんでもない。2011年3月11日は震度6弱の

地震で外部電源5系統のうち4系統が使えなくなった。いったん復旧したが、4月7日の余震でふたたび4系統が停止し、1系統しか使えなくなった。それは、前回とは別の電源だった。女川原発と東海第二原発でも福島第一原発と同様の事故が起こったかもしれない。そうなら日本は一層大変なことになっていた。

チリ地震津波に学んで、15年前に国と東北電力と交渉し、冷却水を確保するため原発取水口近くの海底を10.5メートル掘り下げさせたのが、結果的に今回の原発事故回避につながったのだ。

原発事故の実態を隠そうとする政府や電力会社、原発推進の評論家などに対抗し、現状を正確に調査し、住民に知らせていく取り組みが欠かせない。女川町では独自に集めた情報をもとに女川原発の深刻な事態をまとめた冊子を町民に配布し、町民からは非常に喜ばれた。

現在は原発の現状を知らせる取り組みとともに原発撤退と自然エネルギーへの転換を求める署名活動に取り組んでいる。署名は全県で5万筆、女川では町民6000人のうち2500筆の署名を集約した。原発の立地している町でどれだけ住民とともに頑張れるか、多数者になることができるか、私がいづも心がけていることだ——

集会終了後、参加者は日本原発までパレードをおこない、日本原発前で田村武夫集会実行委員長が要請書を読み上げ、手渡した。■

### 解説 〈東海村 JCO 臨界事故〉

1999(平成11)年9月30日、住友金属鉱山株式会社の子会社である核燃料製造企業のJCO株式会社工場(東海村)で、誤った作業工程を取ったため製造中の核燃料が臨界状態(核分裂の持続的進行)となって2名が死亡し、少なくとも数百人が被曝した。

## 学校職場における深刻なモラル・ハラスメント

### 頻発するモラル・ハラスメント

近年、パワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメントがしばしば話題になるが、学校職場の状況はどうだろうか。

企業においては主として「上司一部下」関係に関連するハラスメント、すなわちパワー・ハラスメントがしばしば起きているように思われる。しかし、教員の場合、パワー・ハラスメントの範疇に入らないハラスメント、すなわち「上司一部下」関係のない同僚間で、一方的な攻撃が継続的におこなわれ、攻撃を受けた者に甚大な精神的被害を及ぼす事例が頻発している。これらをモラル・ハラスメントとしてとらえて分析したうえで、対応について考えることにしたい。

モラル・ハラスメント概念の詳細や、学校職場における上司・部下関係の特殊性などについての議論はあとでおこなうこととし、まずは、最近、県内の県立学校の職場でおきた事例について、概要をみてゆく。(いずれも、被害者や関係者に直接取材しているものであるが、校名・人名、加害者の行為の詳細および被害者の受けた精神的被害と身体症状等の詳細については今回は記述していない。)

### 初任者教諭に対するモラル・ハラスメント

初任者研修担当教員による、初任者の教員(男性)に対するモラル・ハラスメントの事例である。

初任者の赴任以前から、その職場ではある教科の教諭2名の間に確執があった。教諭Aは、教諭Bの授業の方法や試験問題の内容などについて一方的に非難を加えていた。2名の間のコミュニケーションはほとんど成立していない。このことは校内では周知のことだったが、管理職員は特段の対策を立てず状況を放置していた。

そこへ新採用の教諭が赴任し、校長は教諭Aを「初任者研修」の校内担当者に指名した。新採用とはいえ10年以上の講師経験がある初任者の教諭に対して、教諭Aは威圧的に振る舞った。新年度がはじまって数か月を経過した頃、管理職員が初任者の教諭に対して教諭Aと教諭Bの関係を取り持つよう話をした。職場全体、とりわけ管理職員でさえ手を打てず放置しているなかでの、無理な依頼だった。

その後、「教員評価」の校長面談の折りにこの件が話題になり、初任者の教諭が、「対立する両教諭の関係をとり持つのは心理的負担が大きい」旨述べたところ、校長が数日後におこなわれた当の教諭Aとの面談のおり、初任者教諭の言葉をそのまま伝えてしまった。話を聞いた教諭Aは、校長室を出てすぐ初任者教諭のところに行き、「間に入ってつらかったそうだな。私は、間に入っ

てくれとは依頼してもいないのに！」と、初任者の教諭を激しく罵倒した。

初任者は、管理職員からの理不尽な依頼を負担に感じていたうえ、校長から当の教諭にそのことが筒抜けとなって面罵されたことで、精神的圧迫感が一層つよまり、身体的変調をきたすにいった。

### 講師に対するモラル・ハラスメント

つぎは、おなじ「教科」の2名の教諭とともにある学年の授業を担当することとなり、執拗なモラル・ハラスメントを受けた講師(女性)の事例である。

年度当初に、「習熟度別クラス編成」の実施が決められた。講師は反対したが、「既に決まっている学校の方針」だとして教諭CとDが押し切った。「習熟度別クラス編成」は担当者3名の合議で実施不実施を決めるのが通例で、実施しないこともあり、けっして「学校の方針」ではない。

さらに、講師は、授業で配付する生徒用プリントと、教室でスクリーンに映写する教材ファイル(パワーポイント)を毎回渡され、使用するよう求められた。プリントと映写ファイルは教諭Cが毎時間の授業のために作成するのだが、「習熟度別クラス編成」を強行しておきながら、両方のクラスのプリントと映写

# グラウンドの5地点平均値で除染対象を決定する不合理

## 除染対象はわずか11校

茨城県内44市町村のうち、放射性物質汚染対処特別措置法による「汚染状況重点調査区域」に指定された20市町村に立地する県立学校は58校（高校50校、特別支援学校8校）である（前号で56校としたが訂正）。この中で除染作業の対象校となったのは、わずか11校（高校7校、特別支援学校4校）である。

この振り分けは、環境省への申請直前の2月中旬に茨城県教育委員会が測定した空間放射線量データにより、環境省がさだめた「ガイドライン」に基づいておこなわれた。

すなわち、校庭の5か所（「サイコロの5の目」で高さ1m（児童が在籍する特別支援学校では50cm）の空間放射線量を測定し、その平均が0.23 $\mu$ Sv/h以上であれば除染作業の対象となるというもので、この基準を満たしたのが前述の11校である。

## 「サイコロの5の目」のごまかし

前号で詳述したとおり、植物によって土の飛散・流出がおさ

えられて高線量のままの草地・芝生や、膨大な量の放射性物質を溜め込んでいる側溝の泥などを無視する一方で、風雨や人為で飛散・流出しやすく客土もおこなわれて、3割程度放射線量が低下する土のグラウンドだけを測定して除染するか否かを決定すること自体が根本的に誤っている。

しかし、土のグラウンドを「サイコロの5の目」で測定し平均値が0.23 $\mu$ Sv/h以上なら除染をおこなうという原則とその運用にも、さまざまな問題がある。

## 「0.226 $\mu$ Sv/h」で対象外

このほど、茨城県教育委員会から58校の測定データの提供を受けた。それによると、最高の放射線量は霞ヶ浦聾学校の0.368 $\mu$ Sv/hで、対象校中最低の伊奈特別支援学校は0.240 $\mu$ Sv/hだった（表にいくつかの学校の測定値を例示）。

12位以下は0.23 $\mu$ Sv/hを下回ったため、除染の対象外となったとされるが、ボーダーライン直下の北茨城特別支援学校（北茨城市）と藤代紫水高校（取手市）

の値は、「0.226 $\mu$ Sv/h」である。

0.226 $\mu$ Sv/hは、基準値の0.23 $\mu$ Sv/h未満なので除染の対象外だというのだが、そもそも小数点以下2桁の数値の平均値を小数点以下3桁で表記するのはおかしい。小数点以下2桁で表記すれば両校ともに、（四捨五入して）0.23 $\mu$ Sv/hとなる。除染作業の対象となる数値である。

これは環境省の誤りというより、茨城県教育委員会の失策のようだ。茨城県高等学校教職員組合は昨年度の保健体育課の担当者に対して、有効数字の取り方の間違いを指摘したのだが、組合の言うことなんか聞いていられるかと意固地になったようで、卓上電卓のキーを叩いて出てきた数値をそのまま記載し続けたあげく、こうして2校の除染作業をフイにしてしまった。今年度かわった担当者の真摯な努力を無にするような愚かな行為である。

## 3か所で0.23以上でも対象外

それに続く数校のデータを見よう。牛久高校は、3地点で0.23を上回ったが平均で0.23以下なので除外。日立北高校、取手松陽高校、藤代高校は、0.25から0.27と高い値を示すなど2地点で0.23を上回ったが、同様に平均で除外。

「0.23 $\mu$ Sv/h」を除染するかしないかの分岐点にするというなら、そもそも平均値を出すこと自体が誤りであり、0.23 $\mu$ Sv/h以上の全地点で除染作業をおこなうべきだろう。■

## 【1面右ハラスメント記事つづき】

ファイルは全く同じものだった。

このほか生徒には、自習ノートと自習用副教材の提出が義務づけられたが、その収集・添削・返却は、「習熟度別クラス編成」で担当している生徒ではなく、元来のホームルームの生徒の分が割り振られた。授業で担当している生徒のうち約半数、数十名の生徒のノート等を他の教諭が添削するいっぽう、授業を担当しておらず接触の機会がまったくない数十名の生徒に対して提出を督促したうえで、提出されたものを添削し返却しなければならぬ。

講師は、さまざまな学校での長年の教員経験がある。しかし、はるかに経験の少ない教諭Cによって毎時間の授業内容・方法を全部指定され、さらに合理性のない提出物の取り扱い方法まで指示されることで、教材を自主的に創意工夫して作成し、授業内容を自主的に構成することもできない状態に置かれ続けた。講師は、たびたび改善を求めたが、そのつど教諭CとDが職員室や別室で長時間にわたって難詰し続行を迫った。彼らは強制ではなく「提案」だとうそぶいて、講師が心理的負担によって倒れるまでしつこく強要し続けた。

講師は、ホームルーム指導など他の職務に関連してもモラル・ハラスメントを受けた。

## パワー・ハラスメントとモラル・ハラスメント

上記の事例は、講師や初任者

の教諭を下位とみなす不当な「序列」意識が背景にあって、ハラスメントが起きているといえる。しかし、制度上講師や初任者の教諭は教諭や研修担当者の部下ではない。

管理職員が職務上の権限を背景にしてハラスメントを加える場合には、モラル・ハラスメントの一種としてのパワー・ハラスメントととらえることができるが、いかなる意味でも「上司-部下」関係にはない同僚間でのハラスメント行為をパワー・ハラスメントとみなすわけにはいかない。より広義の概念であるモラル・ハラスメントととらえることにする。

## モラル・ハラスメントと同僚

モラル・ハラスメントにおいて、同じ「学年」や「教科」の同僚は助けになるのだろうか？

上の事例がそうであるように、モラル・ハラスメントにおいては、ほとんどの場合、「学年」や「教科」の同僚のなかに加害者がいる。

(1)加害者が他の者に対しても抑圧的で粗暴な言動を繰り返す人物である場合、他の者にとっては厄介な存在であり、下手にかかると今度は自分が被害者になる危険性がある。そこで、①独立して仕事をできる立場であれば見て見ぬ振りをする。しかし、②共同して仕事をしなければならぬ場合には、積極的に調子をあわせ、あるいは消極的にだまらせて従う。

いずれにしても、結果的に同僚間でのモラル・ハラスメントをそのまま見過ごすことになる。

モラル・ハラスメントの加害者は、黙認してくれる消極的な傍観者、ないしは渋々ながらも同調する共犯者を得てハラスメントを継続することになる。

(2)さらに厄介なのは、モラル・ハラスメントの加害者が他の人たちに対してはさほどの攻撃性を示さない場合である。加害者は、自分を認めてくれる人に対しては「良い人」として、せいぜい「ユニークな人」として振る舞い、特定の同僚に対してだけ、あまり目立たずに執拗にモラル・ハラスメントを加え続けるのだ。

## モラル・ハラスメントと管理職員

モラル・ハラスメントが起き、管理職員がそれを認知した場合には、管理職員はその職務上の責任を十分に果たして、一層の悪化を防ぎ、さらに事態解決をはかって被害者の精神的心理的負担を軽減・除去すべきである。校長にはそのための職務上の権限が与えられている。すなわち、「所属職員を監督する」という学校教育法上の規定である。

管理職員がその職務上の責任を果たしていれば、そもそもこれほど数多くのモラル・ハラスメントが起きることはないだろう。多くの管理職員が、事なかれ主義、見て見ぬ振り、空約束、申告を真剣に受け止めない、などの不適切な対応に終始することで、モラル・ハラスメントが放置され、それどころか助長され、多くの被害者が苦しんでいるのだ。

（以下次号）■

【表】放射線量測定値の例

学校名	「サイコロの5の目」地点の線量					「平均」
霞ヶ浦聾学校	0.40	0.38	0.37	0.35	0.34	0.368
伊奈特別支援学校	0.29	0.28	0.26	0.20	0.17	0.240
北茨城特別支援学校	0.23	0.23	0.23	0.22	0.22	0.226
藤代紫水高校	0.26	0.25	0.25	0.19	0.18	0.226
牛久高校	0.25	0.24	0.23	0.20	0.18	0.220
日立北高校	0.25	0.24	0.22	0.21	0.17	0.218
取手松陽高校	0.27	0.23	0.21	0.19	0.18	0.216
藤代高校	0.26	0.23	0.20	0.19	0.16	0.208

（単位  $\mu$ Sv/h。各校の5地点の数値は降順に並べかえてある。）